

役員報酬の期中増額

Q : 役員報酬を期の途中で増額しようと思いがすが、税務上何か問題になりますか？

A : 税務の取扱いは、次のようになっています。

【解説】

①期中の途中で増額するとき

期中の途中で役員報酬を増額する場合には、その増額後の金額が適正かどうかで判断することはもちろん、その増額の理由も判断材料の大きな要因になるものと思われます。

利益調整ということであれば、認められる余地はありませんが、非常勤であった役員が常勤になったというような場合には、考慮の余地があるかと思われます。

②期首まで遡及して一括支給するとき

定時株主総会で増額決議した役員報酬の差額分を期首まで遡及して支給する場合のその支給額は、役員報酬として取り扱われることになっています。

したがって、その増額後の報酬が適正であれば、一括して支給した額は損金の額に算入されます。

ただし、定時株主総会ではなく、臨時株主総会により増額決議した役員報酬の差額分を期首まで遡及して支給するという場合には、上記の取扱いは適用することができず、支給額は賞与となり、損金に算入することは認められませんので注意してください。

